第1編 開発許可制度

第1章 開発行為等の定義

1	定義(法第4条)		 1
2	開発行為、開発区域	の定義	 3

第2章 開発行為の許可等

1	開発行為の許可(法第 29 条)	26
2	開発行為又は建築行為に関する証明書(省令第 60 条証明)	32
3	開発行為の制限	33
4	適正条例に基づく土地利用行為の承認	37
5	開発登録簿等の調整	41

第3章 開発行為の申請

1	許可申請の手続き及び工区(法第 30 条)	43
2	開発許可の特例(法第 34 条の2)	56
3	設計者の資格(法第 31 条)	57

第4章 公共施設の管理者の同意等

1	公共施設の管理者の同意等(法第 32 条)	63
2	開発行為等により設置された公共施設の管理(法第 39 条)	65
3	公共施設の用に供する土地の帰属(法第 40 条)	65

第5章 開発行為の基準(法第33条)(開発許可条例)(適正条例)

1	宅地の造成	67
2	道 路	72
3	公園等	95
4	下水道及び河川	103
5	上水道	140
6	消防水利	146
7	公益的施設(ごみ集積所・集会施設・学校等)	156
8	一戸建て住宅の敷地面積の最低限度	161
9	その他	163
	 ・予定建築物等の用途の適合・地区計画等との適合・開発行為不適区域 ・樹木の保存、表土の保全・緩衝帯の設置・輸送の便・申請者の資力、信用 ・工事施行者の能力・開発行為に関する権利者の同意 	

 10 適正条例に係るその他の基準
 169

 (・防災行政無線・消火活動用空地・緑化等・電波障害対策・土砂等の搬出入・駐車施設)
 169

 ・その他(地区計画、文化財保護、環境配慮、都市景観、防犯)
 169

第6章 市街化調整区域の基準等(法第34条)

1	用語の解説等	185
2	立地基準	188
3	横須賀市開発審査会提案基準	213
4	法第 34 条第 14 号における審査基準等	241
5	建築制限に係る省令第 60 条証明	250

第7章 開発行為の変更許可等

1	変更の許可等(法第35条の2)	 254
2	変更許可・届出の取扱い指針	 257

第8章 工事管理体制・工事着手・許可標の掲示・施工状況の報告・完了等

1	工事管理体制(開発許可条例第 13 条の 2)	264
2	工事着手届の提出(開発許可条例第 14 条)	264
3	許可標の掲示(開発許可条例第 19 条)	264
4	施工状況の報告(開発許可条例第 15 条)	265
5	工事完了の検査(法第 36 条)	266
建築	き制限等(法第 37 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	269
開	発行為の廃止(法第 38 条)	271
建	築物の建蔽率等の指定(法第 41 条)	272
	-345 建開	 1 工事首連注時間(()) 2011 () (2012) 2 工事着手届の提出(開発許可条例第14条) 3 許可標の掲示(開発許可条例第19条) 4 施工状況の報告(開発許可条例第15条) 5 工事完了の検査(法第36条) 建築制限等(法第37条) 開発行為の廃止(法第38条)

第12章 市街化調整区域内の土地における建築等の制限

1	開発許可を受けた土地における建築等の制限	(法第 42 条)	•••••	279

- 2 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限(法第 43 条) …………… 280

第2編 開発許可関係法令

1	開発許可条例	288
2	取扱規則	295
3	開発審査会条例	308
4	行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則	309

第3編 その他

1	手数料	
	(1) 開発許可申請	(法第 29 条)
	(2) 開発行為変更許可	(法第 35 条の 2)
	(3) 市街化調整区域等における建築物の特例許可申請	(法第 41 条第 2 項のただし書き)
	(4)予定建築物等以外における建築許可申請	(法第 42 条第 2 項のただし書き)
	(5) 市街化調整区域内における建築等許可申請	(法第 43 条)
	(6) 開発許可を受けた地位の承継承認申請	(法第 45 条)
	(7)開発登録簿の写しの交付	(法第 47 条)
	(8) 宅地造成等工事許可申請	(宅地造成及び特定盛土等規制法第12条)
	(9) 開発行為変更許可手数料の留意事項	
2	用途地域による建築制限の概要	
3	開発審査会議案に係る図書等	
	(1)介護老人保健施設	
	(2)農家分家	
	(3)既存宅地	
	(4)用途変更	
	(5) 収用対象	

(6) 建築物の建替え等